

秋山伸隆著『戦国大名毛利氏の研究』

池 享

本書は著者が主に一九八〇年代に発表した論文を纏めたもので、一部新稿を含んでいる。序章「視角と課題」で著者は、八〇年代以降の戦国大名研究の停滞状況を打破するためとして、以下の課題を提示している。室町時代～江戸時代初頭を

大きな転換期ととらえ、戦国大名権力の形成と展開、近世大名への移行過程を具体的に解明すること、とりわけ、限られた史料から政策基調を抽出する方法に基づき提出された、検地・貫高制を基軸とする戦国大名論を、その主要研究対象である東国大名とは桁違いに豊富な史料のある西国大名毛利氏の特質を対置することにより、方法的・実証的に批判することである。

評者は著者より三歳年上の同年代だが、「東国大名研究の成果を援用し」（本書六頁）て毛利領国研究を行ったとされる「非地元研究者」であり、著者から前述の立場に基づく様々な批判をいただいた。これにお答えする必要があるながら、今日まで何もせずに非礼を重ねてきた。本誌編集部よりの書評依頼を機会に、積年の課題を果たしたいと思う。

二

以下、配列順に本文の内容を紹介する。第一編「戦国大名毛利氏権力の形成過程」第一章「毛利氏の国人領主制の展開」毛利氏は南北朝期に、近隣領主と姻戚・所領の証人などの関係を結び安芸国人として定着し、また庶家の実力による所領支配を承認して室町期惣領制の基本骨格を形成した。その後、

生え抜き在地領主との抗争や主従化を通じて所領を拡大した
が、一方で所領の相互保全協約・婚姻関係など在地領主間の
地域的結合が進み、応永の国人一揆以後も中人制的紛争解決
などが存続し、戦国大名権力成立の前提となった。

第二章「毛利氏発給の感状の成立と展開」毛利氏発給の感
状は弘元代の周辺中小国人宛が初見だが、彼らとは身分的に
対等の関係にあり書下発給の権限がなかったため、形式は年
号なしの書状で、同時に守護山名氏の書下も発給されている。

興元代には、主従関係の強い者への切紙・書下形式の発給が
開始された。元就代には、対象が譜代家臣全体へ拡大され、
切紙・書下形式に統一された感状が大量に発給された。元就・
隆元代以降は、書下との区別が意識された「捻文」の書状が
出現する。これは、合戦での拔駆け規制を意図する毛利氏と
戦功としての認定を求める家臣との妥協の産物で、恩賞給付
の確実性の低い「臨機」の感状だった。畿島合戦以降、輝元
代には、恩賞に充てる土地が不足したため、恩賞給付の確実
性が高い書下が減少し書状が増加した。第三章「天文二十三
年安芸折敷畑合戦と感状」は第二章の前提となる仕事で、折
敷畑合戦に関し、関連する感状の史料批判を通じて、通説で
ある「新裁軍記」の九月十五日説を否定して六月五日の「明
石口合戦」がそれにあたることを論証し、併せて、誤伝が通
説化した経緯を考察したものである。

第二編「戦国大名毛利氏の権力構造」第一章「戦国大名毛

利氏の軍事力編成の展開」室町期の軍役には、賦課の妥当性
に関する社会的観念・慣習が存在した。一つは軍役と所領と
の照応観念であり、賦課の論理および負担限定の論理として
機能した。また、賦課される側の利害関心に比例して幕府・
守護の国家的動員の方が国人領主の独自動員よりも負担が軽
く、一般的基準は存在しなかった。国人領主期の役賦課は統
一的体系を欠き、軍役動員実現を保証したのも数量的基準で
はなく毛利氏と個々の家臣の個別・人格的關係だった。戦国
大名への転化段階でも役賦課の基準は統一されず、軍役体系
は天文末年の「具足さらへ」を通じて成立したが、具足数は
家臣の所領高と関係しつつも家臣の抵抗により著しく個別
だった。天正期に至っても、在番勤務は恩賞約束との引替で
行われ、軍事動員は家臣の自発性と戦国大名の恩賞調達努力
に依存していた。しかも、主従関係の個別的編成の強固さの
ため、恩賞は個別交渉により決定された。豊臣政権への服属
後の知行高調査でも、在地掌握度の異なる「古帳」と「検地」
の併存が容認され、依然、検地が毛利氏知行制を規定し得な
い段階にあった。それが克服されるのは惣国検地の施行に
よってである。

第二章「戦国大名毛利氏の軍事組織」大内氏の一所衆を制
度的に継承した毛利氏の寄親・一所衆制には、地域支配担当
者による管轄地内の毛利氏給人の組織と、私的関係を前提と
するものとの二類型があった。この制度には、一時的軍事組

織としての寄親の指揮権の弱体性・軍事組織の脆弱さと、私的関係の緊密化・事実上の被官化の動きという二重の意味での不安定性があった。そこで毛利氏は、寄親と一所衆の關係が緊密化し統制が及ばなくなるのを防ぐため、元龜三年の「毛利氏掟」で、与力一所の者の公儀への帰属、寄親による与力一所の者の給地明所裁判の禁止を規定した。天正・慶長期には、強化された大名権力の主導により、寄親に輝元側近や奉行人が増え、一所衆の被官化が公認され、編成規模も大きくなった。これを基礎として近世的な組編成が進められた。

第三章「戦国大名毛利氏と鉄炮」毛利氏の鉄炮衆の編成には、名字を持つ侍の所属部隊への個別参加と、中間・小者による小規模な戦闘集団とがあった。初期には前者に比重があったが、後者は「鉄炮はなじの中間衆」から「鉄炮衆」へと特化し、豊臣期では二〇〇程度の組編成となった。鉄炮衆の運用は、小規模集団を随時編成し分国境界方面の城へ配置する場合が多かった。これは、籠城衆に対し誠意を示す心理的效果を狙ったもので、軍事動員における人格的信頼關係の重要性を物語っている。輝元段階には、戦国大名の軍事力編成からの脱却を目指し、集中的運用による軍事的効果優先への転換が図られた。

第三編「戦国大名毛利氏の領国支配」第一章「戦国大名の『境目』と『半納』」戦国期の史料に出てくる「半納」という語には、新征服地支配開始などの際の年貢減免措置の意味

もあるが、領主側の配分次元でも用いられ、特に「境目」での敵味方への半分ずつの納入という用法が注目される。こうした方式は、戦国大名の軍事力の脆弱性からくる軍事力の均衡、在地の一定の自立性による「境目」の両属的性格、中世的な折半的思考による敵味方の妥協の受け入れにより、広く選択されたと思われる。

第二章「郡山城絵図の基礎的考察」近世に作成された郡山城絵図は、城郭を近世城郭のイメージで類型化しているが、家臣屋敷は輝元時代の配置を正確に反映しており、直屬家臣団の配置に重点が置かれていることから、藩主毛利氏と彼らの子孫との關係を再確認することに作成目的があったと考えられる。第三章「郡山城とその城下の構造」(新稿)は、文献資料により郡山城・城下の構造の復元を試みたもので、城下の政治的・経済的機能の集中・強化を指摘し、特に天正十年代前半に城・城下の整備が進んだことを、城主の權威の象徴としての政治的意義の強化として、広島築城と連続的に位置付けている。

第四章「戦国大名毛利氏の流通支配の性格」対外貿易や水運を特徴とする西国では、中世後期の分業流通は個別領主の支配領域で完結せず、畿内と地方、地方港湾都市と周辺農村とが水運により結合していた。それに対応し、有力商職人に對する国・郡単位での統轄権付与と役徴収など守護大名による広域的流通支配が、国人領主の狭域的流通支配を包摂・容

認する形で成立していた。毛利氏はこれを継承し、拠点都市や要港に一門・譜代を配置して地子・交通税を賦課しつつ、海辺の領主層の局地的浦支配権を容認・統轄した。商職人に對しては、座の司・棟梁に任命した有力者を通じ統制・営業税徴収を行う一方、場を統轄する町・市目代を任命して屋敷錢・天役を徴収させ、兩者を奉行・郡司が統轄した。こうして毛利氏は、独自財源と領国内の先進的経済力を掌握し、領主諸層に対する軍事的・経済的優位性を確保した。財政運用においても、新興商人を倉本に取り立て領主米の管理・運用を委託しつつ利潤・債権の保護など営業特権を保証し、その見返りとして公領年貢・反錢を担保に米錢を借用し膨大な戦費を調達した。さらに豊臣大名化により、軍事動員の圧力を通じて国衆領への支配を浸透させ、関錢賦課権の否定など統合強化を進めた。

第五章「惣国検地の実施過程」惣国検地の前提として給人・百姓より指出が提出された。検地は郡別に任命された検地奉行の指揮下に検地役人が三人一組で村単位に実施し、国衆領でも一筆ごとに行われた。検地帳は二部作成され、一部は吉田（後に広島）に送られ、一部は現地に保管され給地ごとに名寄せされて給人に渡された。打渡では、宛行状・打渡状・坪付が交付された。坪付に署判する打渡奉行は検地奉行と一致し、日下に実務責任者が署判を加え内藤元栄ら統轄責任者が連署した。天正十九年九月以降、朝鮮侵略の軍事動員態勢

強化に向けて大幅な知行替や寺社領没収を推進するため、打渡実施体制が変化し有力家臣宛の八人連署と一般家臣・寺社宛の四人連署の打渡状が発給された。それを主導したのは穂田元清・安国寺恵瓊ら年寄で、内藤元栄は統轄責任者の地位を喪失した。

第六章「戦国大名毛利氏領国の支配構造」守護公権を持たない国人領主出自の毛利氏は、国家的支配のため様々な施策をとった。防・長・雲の国衆に対しては大内・尼子氏の国支配を継承したが、芸・備・石の国衆に対しては婚姻等の人格的関係により補強する必要があった。寺社に対しては、大内氏の保護政策を踏襲して支配の正当性の根拠とし、国家安全の祈祷や半済・陣夫等の役を義務づけ、不入権を否定して陣夫徴発を優先させた。農民に対しては、「公儀」として地下人への軍勢の狼藉を禁止し、郡司や寺社領主非分を抑制したが、国衆ら家臣の給地支配には規制を加えられなかった。また、軍法や郡御法度・防長法度など広範な内容の個別法を制定し領国支配の私的性格の克服に努力しつつ、五人奉行制という行政機構を整備し、大内氏の先例を継承して発給文書の体裁を整えた。当初奉行人は譜代出身者で占められたが、輝元期には当主の信任する「成り上がり」者が、行政実務能力と地縁・血縁からの自由により登用され、代官・草使などの中下級役人には中間・小者出身者すら登用された。さらに、天皇・將軍の権威を利用した身分序列化を意圖し、自ら官位・

守護職を獲得しつつ、国衆への官途授与を推挙し、口宣案と御内書という授与形式の違いにより差別化した。しかし、一字と官途を授与する家中に対し、身分的に同格な国衆へは一字授与と官途推挙に止まった。これは豊臣政権下の叙位任官によつて克服され、旧来の系譜や家格にとられない新たな家中の身分秩序が形成された。毛利氏の領国支配は豊臣期に至り確立するが、それは天下り豊臣政権の下の一国家であつた。

三

本書の第一の特徴は、著者自身も自負するように、史料博搜・鋭い史料批判により戦国社会の諸相を鮮やかに描き出す、実証的手法の見事さである。第一編第二章では、感状の古文書学的分類・分析を通じ、主従関係・戦闘方式の実態がリアルに再現されている。第一編第三章も、著者の史料批判能力が遺憾なく発揮され、「謎解き」の面白さを満喫させてくれる。第二編第三章は、重要性の割に数少ない鉄砲衆に関する実証的研究であり、殊に運用に関する独自の着目は鋭く、最近でも荒垣恒明氏により高く評価されている(「戦国期における鉄砲の機能について」『人民の歴史学』一五四号、二〇〇三年、参照)。但し、荒垣氏も述べるように、「分散から集中へ」という発展方向には疑問がある。第三編第一章も、言葉に対す

るセンスを感じさせる作品で、近年注目を集めている「境目」論の先駆ともいえる業績である。但し、「二重成し」の場合もあるので、「半納」が成立する条件は絶対的ではないように思われる。

第二の特徴は、研究状況に対する目配りが良く、大きなテーマに関する包括的議論が展開されていることである。第一編第一章では、毛利氏の国人領主制の展開を周辺在地領主層との関係の中で手際よく跡付けている。第三編第四章では流通支配を総括的に論じているが、流通構造の重層性を踏まえ、そこでの大名の独自の立場が統合の条件となつていたという重要な指摘を行つている。第三編第六章は、国家論的観点からの領国支配の特質を総括的に論じており、発表時点(一九八五年)からして先駆的業績といえる。

第三の特徴は、序章で提示した課題に応えて、毛利氏の領国支配の特質を具体的に論じていることである。ここでは、国人領主を出自とする毛利氏が、他の国人領主との地域的結合関係や、先行する大内・尼子氏の守護公権に基づく支配など、前代からの関係を継承し、また、天皇・將軍權威に依存していたことが重視され、こうした支配の限界・不安定性が強調されている。これらの問題は、豊臣大名化とりわけ惣国検地の実施によつて克服され、領国支配が確立するものとされる。こうして、戦国期と豊臣期とを断絶的にとらえる立場から、政策基調論に基づいた戦国大名像に対するアンチテー

ゼが提示されている。

四

以上の点を確認した上で、評者が感じた疑問や不満、および、評者への批判に対する現在の考えを述べることとした。

第二編第一章は、東国大名の「貫高制」的編成とは異なる毛利氏の軍事力編成の特質を論じたもので、明示してはいないが、評者の「一所衆所帯注文」を軍役基準高を列記したものとする解釈を批判している。確かにこれは基準貫高の検出に目を奪われて犯した誤りで、著者の見解に従いたい。しかし、戦国期と豊臣期との違いが強調されているが、戦国大名毛利氏の軍事動員強化・安定化のための基準貫高設定・貫徹への努力は、それなりに評価すべきではないだろうか。そもそも基準が存在しなければ、「古給」・「新給」は問題にならない。だからといって、基準貫高さえ決定すればよいと主張するものではない。軍役内容は大名と家臣との力関係が決定する問題であり、恩賞約束などにより家臣の「自発性」を引き出すのが重要なことは、以前より強調しているとおりである。逆に、豊臣政権に服属し検地を実施しても安定的軍役動員が約束されたわけではない。豊臣政権の軍役体系においても、石高や軍役量は「太閤検地」の実施により自動的に決まるのではなく、豊臣政権と大名、大名と家臣との力関係Ⅱ個

別の事情によつていのである（拙稿「莊園の消滅と太閤検地」網野善彦他編『講座日本莊園史4』古川弘文館、一九九九年参照）。

第二編第二章は、寄親・一所衆制の検討を通じ毛利氏家臣団における人格的關係の重要性と編成の不安定性を主張したもののだが、不安定性が過度に強調されてはいないか。その理由として寄親——所衆の被官關係への転化が挙げられ、「一所」關係の前提に私的關係が存在したことが原因の一つとされている。『今川仮名目録』に「恩顧の与力」という規定があるのので一般にそうした類型を想定はできるが、示された事例がそれに当て嵌まるのか疑問である。高山兵部丞は「一所同前」という特例であり、神田元忠の「一所」も「無儀定」衆には「暇」が出されるのである。山代五ヶの小領主層が坂元祐の一所衆となったのは、坂が五ヶ代官になったがゆえである。軍事組織としての不安定性についても、寄親の軍事指揮権の弱体性の論拠が示されているとはいえない。一方では寄親との結びつきの強化が強調されているので、これは「当座の与力」の場合かも知れないが、これらは、寄親——一所關係一般の特徴なのだろうか。毛利氏の領国支配体制と結びついて編成された寄親——所衆制の家臣統制上の独自の意義を、もっと評価して良いように思える。

第三編第四章では守護大名の流通支配の継承面が重視されているが、流通經濟の發展に対応した新たな展開も評価すべ

きではないか。大森銀山の開発に刺激された貿易の拡大など、一六世紀に広域的流通の地域社会にとつての意味が以前にも増して重要化しており、長谷川博士氏が「戦国大名尼子氏の研究」(吉川弘文館、二〇〇〇年)で指摘しているように、秩序維持における大名の役割も変化しているのである。それが、同章で指摘されている新興商人の台頭や、彼らの「倉本」への編成を通じて大名財政の優位性強化、あるいは、第三章で指摘されている城下町支配の独自の発展と結びつくのではないだろうか。

第三編第五章では、豊臣期毛利権力の行政機構の性格を論じた評者の論文が全面的に批判されている。周到な実証分析に基づいた議論であり、従うべき点も多い。まず、国衆への打渡状に記された「指出前」の文言から、彼らの所領に対しては一筆ごとの検地は行われなかったと推定したのは誤りであり、指出高に当知行高分のみの宛行という意味にとるべきである。こうした、指出徴収↓検地実施・増分打出↓当知行高分の宛行に実質的削減という方式は織豊政権が既に行っており、豊臣姓を授与された奉行人等が政策を学習した「成果」とも考えられよう。次に、打渡坪付の発給主体が多様・複雑なことから、そこに給人との特定の人的関係を想定したのに対し、打渡奉行はあくまで検地実務責任者であり、多様・複雑性は同一村内での複数の奉行の分担により生まれる、人的結合関係は打渡坪付発給以前の知行内容をめぐる問題の解

決のためにこそ利用されているとしている。評者の論文は問題提起的試論であり、実証精度からいっても著者の見解に分がある。ただ敢えて弁明すれば、後の兼重蔵田検地や三井蔵田検地ではより統一的な打渡体制がとられており、検地・打渡実務レベルだろうが、惣国検地での「官僚制的行政機構」とは段階差があると思われる。また著者は、八人連署・四人連署の打渡状の特殊性・目的の限定性という評者の見解を批判しているが、問題は、打渡状が宛行状と同レベルの、宛行状に代わるものかどうかということである。論文でも述べたように、船役文言付きの打渡状で対象となっている二百石は宛行われた給分の全てではない。著者も指摘する朝鮮侵略に向けた軍事動員態勢強化の一環として、宛行状とは違う特殊な目的で発給されたというのが評者の主張である。四人連署の打渡状に船役負担命令以外のものが存在することは、この点を否定するものではあるまい。そもそも、打渡状はすべての給人に発給されたのだろうか。評者の論文は、論旨の展開に欠陥が多く含まれているが、官僚制的行政組織の未整備・権限の限界性、人的結合関係の重要性という問題提起の意味は失われていないと思っている。

第三編第六章では、国衆に対する官途授与権の欠如から、毛利氏と彼らとの身分的同性性が主張されているが、形式的権限でいえば守護職獲得が官途授与権につながらないのは当然である。重要なのは推挙権を握ったことであり、官位上で

も毛利家当主と國衆とは差別化されているのである。そもそも、一字授与自体が身分的格差を示しているのではないだろうか。したがって、豊臣期の武家官位制との相違は、この面では相対的だったといえよう。(拙稿「武家官位制再論」『日本歴史』五七七号、一九九六年参照)

戦国大名は、その特質から一律の支配制度を全領国に貫徹させることが困難である。政策基調に収斂させる議論が実態と乖離した領国像を描き、戦国大名研究の停滞状況を招いたことも確かである。しかし、近世幕藩制的支配が戦国大名の達成を踏まえて生み出される以上、多様な実態を具体的・実証的に対置させるだけでは歴史的位置づけには不十分であり、それらを総合した領国像を提示する必要がある。その際の評価の基準が、著者の場合は近世大名に置かれ、上からの領国編成の権限・制度・形式などの視点から、守護から近世大名への過渡の権力だったという結論が導かれている印象がある。これは、政策基調論と視点・基準を共有した裏返しの評価ではないだろうか。

評者には、社会との関係をより意識した視点からの評価が必要に思われる。すなわち、室町時代から江戸時代初頭を転換期とする意味、それと戦国大名権力の形成・展開との関わり、それが近世大名へと移行する理由などを、まさに西国社会の特質を踏まえて明示することである。こうした、転換期の社会が提起する国家的課題に毛利氏はどう対応したのかと

いう視点からすれば、より歴史的な見方ができると思われるのである。著者も言葉を慎重に使い、大内・尼子氏を単純に守護と言ひ換えてはおらず、歴史段階に対する何らかの見解を有していると思われる。しかし、序章で戦国大名・毛利氏研究史が概観されているものの、自説が積極的に展開されずおらず明確に理解できないのが残念である。

既述のように、著者の史料博搜・鋭い実証分析は、評者を様々に啓蒙してくれた。にも拘わらず、このような言辭を弄するのは忸怩たるものがあるが、著者が明らかにした毛利領国の特質を踏まえ、さらに総合的な戦国大名論・戦国期社会論が展開されることへの期待を込めて、敢えて述べていただいた。

吉川弘文館、一九九八年十二月刊

二八七頁、六八〇〇円

(一橋大学経済学部教授)